

諮 問 第 6 2 3 号
環水大管発第2412063号
令和 6 年 12 月 6 日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環境大臣 浅尾 慶一郎
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
について、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

S-ベンジル = (*R S*) - 1, 2-ジメチルプロピル (エチル) チオカルバマート (別名エスプロカルブ)

N-ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド (別名ブタクロール)

N-ベンジル-7*H*-プリン-6-アミン (別名ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン)

(別紙2)

1 - [(1*R*S) - 1, 2 - ジメチルプロピル] - *N* - エチル - 5 - メチル - *N* - ピリダジン - 4 - イル - 1 *H* - ピラゾール - 4 - カルボキシアミド (別名ジンプロピリダズ)

(*Z*) - 2' - メチルアセトフェノン - 4, 6 - ジメチルピリミジン - 2 - イルヒドラゾン (別名フェリムゾン)

3 - メトキシカルボニルアミノフェニル = 3 - メチルカルバニラート (別名フェンメディファム)

S - ベンジル = ジプロピルチオカルバマート (別名プロスルホカルブ)

中環審第1348号
令和6年12月9日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（付議）

令和6年12月6日付け諮問第623号をもって環境大臣より、当審議会に
対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規
定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。

諮 問 第 6 2 0 号
環水大管発第2410023号
令和 6 年 10 月 2 日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環境大臣 浅尾 慶一郎
(公 印 省 略)

農薬の評価に関する事項について（諮問）

下記の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第11号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令（令和5年農林水産省・環境省令第2号）第1号の規定に該当するかどうかについて、貴審議会の意見を求める。

記

- ・ヤマウチアシボソトゲダニを有効成分として含有する農薬

中環審第1344号
令和6年10月3日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公印省略)

農薬の評価に関する事項について（付議）

令和6年10月2日付け諮問第620号をもって環境大臣より、当審議会に
対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規
定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。